

# 取引基本契約書

株式会社 クレアーレ（プロヴァンス）（以下「甲」と

（以下「乙」という。）は、甲が取り扱う商品のうち、対象となる商品（以下「本件商品」という。）に関する甲乙間の取引について、次のとおり契約を締結する。

## 第1条（基本原則）

本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本件商品に対する消費者（対価を支払って、本件商品を最終的に使用する者をいう。以下同様とする。）に対して適切に説明し、消費者の特性および需要に適合した販売を行うことにより消費者の信頼およびブランドイメージの向上に努め、市場の発展に貢献し、相互の繁栄を図ることを目的とする。

## 第2条（販売原則）

- 1 乙は、本件商品を甲から購入するものとし、甲以外の第三者から購入してはならないものとする。
- 2 乙は、本件商品を消費者（最終使用者）に対し販売するものとし、直接または間接を問わず、それ以外の第三者（転売を目的とした小売店、卸売店等）に対し販売してはならないものとする。

## 第3条（基本契約と個別契約）

- 1 本契約は、甲乙間の取引に関する基本条約を定めたものであり、甲及び乙が個別に締結する契約（以下「個別契約」という。）に対して適応するものとする。ただし、本契約と個別契約との内容に齟齬がある場合には、個別契約の定めを優先するものとする。
- 2 甲及び乙は、個別契約の締結状況、当事者の取引継続への協力体制その他の事情の如何を問わず、本契約により、相手方に対し、受注義務又は発注義務を負うものではないことを確認する。

## 第4条（販売条件等）

甲の指定により乙が扱う商品の品名、使用、種類、数量、価格、納期、納品場所その他の条件については、個別契約において別途定めるものとする。

## 第5条（営業上の責任）

乙は、本件商品にかんする営業に関して、乙の顧客または第三者との間に争いが生じた場合又はその恐れがある場合には、速やかに甲に報告するものとし、乙の責任と費用の負担において、紛争の解決にあたるものとする。

甲が必要と判断し得る場合、甲は、乙に対して、必要な助言を行うものとし、乙は正当な理由がない限り、これに従うものとする。

## 第6条（禁止行為）

- 1 甲及び乙は、業務に関する諸法令を遵守し、法令に違反する行為を一切行わない。
- 2 乙は、直接または間接を問わず、自らまた第三者として、本件商品の模倣品を製造または販売してはならない。
- 3 乙は、甲の承諾がない限り、甲が個別契約で定めた条件を満たす第三者以外に、本件商品販売してはならない。
- 4 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約及び個別契約により生じる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

## 第7条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約及び個別契約に関連して知り得た相手方の技術上または営業上の情報を、秘密として保持し、正当な理由なく、第三者に開示または漏洩してはならない。
- 2 乙は、甲から、本契約及び個別契約に関連して甲から開示を受けた情報の返還を求められたとき、情報を保持する必要がなくなったとき、または契約の終了したときは、甲の求めに応じて、遅滞なく情報（複写された媒体等を含む。）を変換し、または廃棄するものとする。

## 第8条（個人情報の管理）

乙は、本契約及び個別契約の履行に伴い取得した顧客等の個人情報について、アクセスの管理、持ち出しの禁止または手段の制限、外部からの不正なアクセスを防止するための措置その他、個人情報の漏洩、滅失また毀損を防止して個人情報を安全に管理するために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

## 第9条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方が本契約または個別契約に違反したことにより損害を被ったときには、相手方が被った損害を話し合いのもと解決するものとする。

## 第10条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らかの通知、催告を要せず、直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができる。
  - (1) 本契約及び個別契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず14日以内に当該違反が是正されないとき
  - (2) 監督官庁により営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
  - (3) 支払い停止もしくは支払い不能の状態に陥ったとき
  - (4) 差押え、仮差押、仮処分もしくは競売の中立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の中立てを受け、または自ら中立を行ったとき
  - (6) 解散、会社分割、事業譲渡または合併の決議をしたとき
  - (7) 資産または信用状態に重要な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそ

れがあると認められるとき

- (8) その他各号に準じる事由が生じたとき
- 2 前項の場合、契約を解除された当事者は、解除によって相手方が被った被害の一切を賠償するものとする。

#### 第 11 条 (期限の利益損失)

- 1 乙は、本契約に定める条例に違反した場合、甲の書面による通知により、甲に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに甲に弁済しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、相手方から何らの通知、催促がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。
- 3 前 2 項の場合において、債務の弁済を遅滞したときは、期限の利益を喪失した日の翌日から支払い済みに至るまで、年 14% (年 365 日の日割り計算) の割合による遅延賠償金を支払うものとする。

#### 第 12 条 (有効期限)

本契約は、締結の日から 1 年間有効とする。ただし、期限満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による特段の申し入れがない場合、本契約は 1 年毎に、随時更新するものとする。

#### 第 13 条 (契約終了後の措置)

本契約が期間満了または解除により終了した場合、乙は次の措置を講じるものとする。次の措置を講じるにあたって発生する費用は乙の負担とする。

- (1) 本件商品に関する販促物及び掲載物の使用を中止し、その撤去及び回収に努め、甲の指示の従い、変換、廃棄、その他の適切な措置を講じること
- (2) 甲から提供された物品を速やかに変換すること

#### 第 14 条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者または構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
  - (2) 自らの役員(取締役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
  - (3) 反社会的勢力に事故の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
  - (4) 自らまたは第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らかの催促を要せずして、この契約を解除することができる。
  - (1) 前項(1)または(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合

- (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
- 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

#### 第15条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第16条 (協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、本契約の趣旨に従い、両当事者で誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の成立を称するために本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通ずつ保有する。

年 月 日

甲

栃木県宇都宮市若草 4-4-1 サトビル 2階  
株式会社クレーレ (プロヴァンス)

乙